

第5期 第31回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年2月6日(月) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 403会議室
3. 出席委員(29人)
4. 欠席委員(1人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
 - 議案第1号 専決処理事案について (6件)
 - 議案第2号 農地法第3条の許可申請について (3件)
 - 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (5件)
 - その他
7. 農業委員会事務局職員(3人)

8. 会議の概要

○事務局長

定刻になりましたので、只今から第31回東温市農業委員会を開会いたします。本日の農業委員会の出席者は、農業委員総数30名中29名です。過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告させていただきます。それでは、会長、ご挨拶をお願いします。

○会長

皆さん、おはようございます。年明けまして2回目の総会となりました。2月、今年は椿さんも終わったようですので、春の訪れが早いのではないのかなと思います。2月は、農業者にとって、麦を植えられている方は、麦の作業がございまして、1年の営農計画をやらないといけない時期になっております。しっかりした1年間のそれぞれの営農計画を作成して頂いて、農業に取り組んで頂いたらと思います。

農業委員会もこの7月から新しい体制に移行しますが、昨年末より募集を開始していただきました農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、それぞれ人数的には、揃ったようですので、また後で事務局から説明がございまして、よろしく願いいたします。本日も案件としては、少ない訳ですが、慎重な審議をよろしく願いして、挨拶いたします。

続いて、議事録署名人の指名について行いたいと思いますが、指名させて頂いてよろしいでしょうか。それでは、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議案審議、14件を議題といたします。まず議案第1号、専決処理事案について審議していきます。事務局より説明願います。

○事務局

議案第1号 専決処理事案について。

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理。

1番 渡人 〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、3.5㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、宅地拡張。所有権移転を実施します。

2番 渡人 〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、241㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、個人住宅。志津川土地区画整理事業内農地で所有権移転を実施します。

(2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の受理。

農地法関係。

3番 貸付人 〇〇 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、524㎡。〇〇、田、647㎡。計2筆。計1,171㎡。借受人の都合による解約でございまして。

(3) 農地使用貸借権解約届の受理。

農業経営基盤強化促進法関係。

4番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、1,525㎡。○○、田、409㎡。○○、田、412㎡。○○、田、775㎡。○○、田、834㎡。計5筆。計3,955㎡。貸付人の都合による解約でございます。

5番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、201㎡。○○、田、1,242㎡。○○、田、1,281㎡。○○、田、276㎡。計4筆。計3,000㎡。貸付人の都合による解約でございます。

6番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、390㎡。○○、田、91㎡。計2筆。計481㎡。貸付人の都合による解約でございます。以上です。

○会長

只今、専決処理事案、6件について事務局より説明がありましたが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

よろしいでしょうか。

(承認)

○会長

議案第1号専決処理事案については、承認します。続きまして、議案第2号 農地法第3条の許可申請について3件を議題とします。7番の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の許可申請について。

番号7番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、451㎡。権利内容は、所有権移転・売買。作付状況は、シキミ、柑橘、季節野菜。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、自走式田植機、コンバイン。労働力は、常時2人。耕作面積は、6,499㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、①効率的に営農すると認められない場合、②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合、③信託の引き受けにより取得しようとする場合、④常時従事すると認められない場合、⑤耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合、⑥また貸しするおそれがある場合、⑦耕作放棄等で周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、いずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

○会長

この件について、地元は〇〇委員さん。

○委員 〇〇委員

5ページの地図を見てもらったら分かるんですが、川内保育園の隣で、渋谷商店さんの前の田んぼなんですけど、覚書を作ったんですが、読ませて頂きます。「農業委員 〇〇様 対象物件〇〇。この度、上記物件を購入するにあたり、隣接農道の通行のその他に支障をきたさないよう使用することをお約束いたします。平成29年2月 〇〇 〇〇」という覚書を交わしております。保育園のちょうど隣で、父兄の送り迎えに支障をきたさないように、向こうにお願いして了承しておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○会長

この件について、皆さんから、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

〇〇委員さん、先程、農道と言われたのは保育園側を通っているんですか。

○委員 〇〇委員

保育園と南側に〇〇さんの農地があるんです。そこに行く農道があります。

○会長

他にはありませんか。

○委員 〇〇委員

地目は田になっているんですけど、実際は樹木が結構植えられているようですが、そのあたりはどうですか。

○会長

そのあたりは、〇〇委員さん。

○委員 〇〇委員

中では野菜を作っているんですが、周りを垣にしているような、庭木ではないんですけど、中が見えないようにマメガシを周りに植えて、中で野菜を作っている状態で、現在は、何年も作っていないので、〇〇さんの体の調子が悪くなって、現状は手入れしていない状態で、以前は野菜を作っていたんですけど、現状はそのような状況です。

○委員 〇〇委員

私も何回かは見させてもらったんですけど、確かに中で一部、野菜を作っていたように思いますが、樹木等が非常に多く、耕うん機などが散乱していたように思います。田としての機能というか、畑としての機能があまり機能されていないのではないかと思います。

いましてお伺いをしました。

○委員 ○○委員

現状は、農機具をトラクターとか耕うん機、田植機とか全部集めて置いております。その傍で野菜を作っている状況です。あれを片付ければ、季節野菜は出来るのではないかと、私は思います。

○会長

他にはございませんでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

特に無いようでしたら、採決してよろしいでしょうか。7番の件について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○会長

全員挙手ということで、承認いたします。続きまして、8番、9番、これは譲受人が同一人物になっておりますので、一括して審議したいと思います。事務局より説明願います。

○事務局

番号8番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、560㎡。権利内容は、所有権移転・贈与。作付状況は、野菜。主な農機具の保有状況は、所有が耕うん機、借用がトラクター。労働力は、常時3人。耕作面積は、5,110㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。

続きまして、番号9番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、1,279㎡。○○、田、1,170㎡。○○、田、305㎡。○○、田、1,315㎡。計4筆。計4,069㎡。権利内容は、賃借権設定・3年。作付状況は、野菜。主な農機具の保有状況は、所有が耕うん機、借用がトラクター。労働力は、常時3人。耕作面積は、5,110㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。

なお、○○ ○○さんにつきましては、東温市では新規就農という事ですので、1月23日10時30分から○○委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しております。その内容につきましては、お手元に別添資料をお配りしておりますので、農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書のご用意をお願いします。面接に際しまして、農地法第3条第2項該当の有無を確認しております。第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、確認結果として、30年以上義父の経営する農業に携わってきており、10種類程度の野菜の栽培を予定している。本人、妻、子の計3人で従事するとの事です。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、こちらは該当いたしません。第3号、信託の引受けの禁止ですが、こちらも該当い

たしません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止ですが、専業農家で行うとの事です。第5号、下限面積制限ですが、5, 110㎡で要件を満たしております。次のページをお願いいたします。第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止ですが、該当いたしません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止ですが、JAの講習会を受けながら、農地の耕作、管理を行っていくなど周辺農家との調和及び連帯、地域活動への参加等十分理解されております。以上です。

○会長

この件につきましては、後回しさせて頂いたらと思います。

続いて、議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、5件を審議したいと思います。議案第3号について、事務局より説明願います。

○事務局

議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。農用地への編入。

10番 所有者、申出者は、○○ ○○さん。土地は、○○、田、665㎡。○○、田、876㎡。○○、田、670㎡。計3筆。計2, 211㎡。備考といたしまして、中山間地域等直接支払制度を実施するもので、事業の実施にあわせ農用地区域へ編入したいとの申出でございます。以上です。

○会長

14番まで、一括してお願いします。

○事務局

続きまして、11番 所有者、申出者は、○○ ○○さん。土地は、○○、田、611㎡。備考は、同じです。

12番 所有者、申出者は、○○ ○○さん。土地は、○○、田、1, 284㎡。備考は、同じです。

13番 所有者、申出者は、○○ ○○さん。土地は、○○、田、278㎡。備考は、同じです。

14番 所有者、申出者は、○○ ○○さん。土地は、○○、田、608㎡。○○、田、361㎡。○○、田、684㎡。○○、田、209㎡。○○、田、282㎡。計5筆。計2, 144㎡。備考は、同じです。以上です。

○会長

この件については、私も関わっておりますので、審議は○○代理にお願いするんですけど、説明だけしておきます。

農業振興地域整備計画、農振地域への編入にかかる案件ですが、あまり皆さんこのような審議は無かったかと思うんですが、地域で集落営農を進めて行く中で、我々の地域

も担い手というのを何人か認定しております。その中で、農地を集約する時に、例えば中山間の事業であるとか、県単の事業であるとか、農業振興地域外ですと、補助事業の対象にならないという、逆に農業をしようとするれば、そのあたりの補助金が貰えないということで、若い者に集めようとしても、ここの土地は1万円貰えるのに、これを借りると1万円はないですよという状況になりまして、出来る限り農振農用地に編入して、中山間なり、補助事業関係を有利に活用させて頂いて、農地を集約していこうという考え方から、今回の申請になったわけでございます。

後は、会長代理さんにお任せして、一時退席させていただきますので、よろしくお願ひします。

(会長 退室)

○会長職務代理者

11番に〇〇さんが関わっているものですから、退席して頂きまして、今までこういう案件は、初めてではないかと思うのですが、皆さんのご意見をお聞きして賛同を得たいと思いますが、何かないですか。

○委員 〇〇委員

現在のこの土地の格付けは。農業振興地域以外というのと、どういうことですか。

○事務局

いわゆる、農業振興地域整備に関する法律でいうところの農用地外。

○委員 〇〇委員

何で。ここは地形が悪いのか。そもそも何で入ってないのか。

○事務局

整備計画を策定した時点から、その部分が抜けていたということです。

○委員 〇〇委員

地形は、あまり悪くない。

○委員 〇〇委員

本来、入れておくべき地域やったんでしょうね。なぜ、除外されていたのか。

○事務局

白地と青地は、最初に指定する時に、土地所有者のご意向もあると思うんです。一団で青地になって、一部が白地で抜けている部分もあると思いますので、そういうところではないのかなと想像されます。

○委員 〇〇委員

中山間直接、これ5年目に入っているんですけど、途中からこういうことは編入出来るんですか。

○事務局

青地にした時に、交付金が増えるかという事ですか。

○委員 ○○委員

最初の計画でしているでしょ。途中で、こういうことで出来るかということです。

○事務局

確認します。

○委員 ○○委員

対象地域で元々入っていないところを編入することはできます。

○事務局

編入した場合に、交付金が増えるかどうか。

○委員 ○○委員

できます。

○会長職務代理者

他にございませんか。

○委員 ○○委員

圃場整備か何か考えているんですか。

○事務局

白地やったら、中山間の直払いの交付金が受けられないので、青地にして交付金を受けたいと。

○委員 ○○委員

青地にするという事は、農業振興地域に入るわけで、これから何かをやりたい時には、ちょっと青地適用になるから、難しいということがあるわけで、農業以外のことを始めようとするのが難しい。

○事務局

農業以外のものにしようと思ったら、ハードルは高くなります。

○委員 ○○委員

取り合えず、この地域はその方向に転換したわけですよ。農業振興地域以外から農業振興地域にするという事の申請をされているわけで、農業を中心として地域の発展を行っていく。

○事務局

農地として、守っていく方向での考え方です。

○会長職務代理者

他には、ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長職務代理者

無いようでしたら、一括して行いたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○会長職務代理者

全員挙手ということで、承認いたします。

(会長 入室)

○会長

それでは、審議を再開したいと思います。先程、議案第2号の8番、9番を残しておりましたが、ここ部分について地元の〇〇委員さんから説明をお願いしたらと思います。

○委員 〇〇委員

先日、1月23日に事務局の方と私と新規就農者の〇〇さんで面接をいたしました。〇〇さんは私の家の前の方なんですけれど、以前お勤めの介護施設で、農園をしていた関係がございまして、多少農業経験があるという事で、定年退職をしたことによって、これから何もする事も無いということはいけないので、相談を受けまして、私共の近くに適当な農地がございまして、そこで耕作してみたいというお話がございまして、地主の方と交渉などしたりして借り受ける事が出来るようになりました。そして、水田という話もあったんですが、そうすると田植機とかその他の機材の購入をしないといけないので、設備投資がたくさんかかるということで、まずは野菜とかを作って、管理機とか小型のトラクターでもあれば、畝たてとか耕したりすることが出来るのではないかとという事で、野菜を主にこれから作っていかうかということで、新規就農されるという決意をされたということでございます。本人も熱心でございまして、奥さんと息子さんと3人で、やっていかうかということで、考えているようで、今も現在奥さんの里の土地で、野菜を作ったりしているんですが、そこのお手伝いをして、見奈良のマルシェに野菜も多少出したりしています。今後、中央農協、松山市農協に組合員として登録して、お百姓をやっかこうかということで意欲はございまして、ご審議の程よろしくお願いし

ます。

○会長

皆さんから、ご意見ご質問はございませんか。

○委員 ○○委員

○○さんと○○さんは、どのようなご関係。

○委員 ○○委員

○○さんの奥さんが○○さんのお姉さんになります。義理の兄弟です。

○委員 ○○委員

なぜかという、土地の贈与なので、他人ではないと思ったんです。他人であったら贈与というのはあまりないので。

○委員 ○○委員

面積が多少違うようなんですが、先ほど言われた奥さんの方の農地を借りて、この合計になっているんですか。

○事務局

5反要件なんですけど、議案第2号と8番、9番と前のページの6番の合計で5, 110㎡になります。

○委員 ○○委員

奥さんの名義とご主人の名義で5反になるんですけれども、どんなんですか。

○事務局

世帯で考えますので、問題はございません。

○会長職務代理者

6番の481と560と4, 069を足して5, 110となる。

○委員 ○○委員

○○さんが解約して戻してもらったということかな。○○さんから481㎡を返してもらったんでしょ。それと8番の譲渡と9番を合わせて5反以上になりますよね。そういうことですよ。

○委員 ○○委員

そういうことです。

個人として考えていたんですけど、世帯ということみたいなんです。

○会長

他にはございませんでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

無いようでしたら、採決してよろしいでしょうか。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。

以上で、議案審議は終わります。